

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 事業年度 第 3 節 同族会社 第 3 節の 2 支配関係及び完全支配関係 第 4 節 組織再編成 第 5 節 資本金等の額及び資本等取引 第 6 節 利益積立金額 第 7 節 仮決算における経理 第 8 節 その他	第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 事業年度 第 3 節 同族会社 第 3 節の 2 支配関係及び完全支配関係 第 4 節 組織再編成 第 5 節 資本金等の額及び資本等取引 第 6 節 利益積立金額 第 7 節 仮決算における経理 第 8 節 その他
第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算 第 1 節 収益等の計上に関する通則 第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則 第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益 第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益 第 3 款 役務の提供に係る収益 第 4 款 短期売買商品等の譲渡に係る損益 第 5 款 有価証券の譲渡による損益	第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算 第 1 節 収益等の計上に関する通則 第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則 第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益 第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益 第 3 款 役務の提供に係る収益 第 4 款 短期売買商品等の譲渡に係る損益 第 5 款 有価証券の譲渡による損益

改 正 後	改 正 前
第6款 利子、配当、使用料等に係る収益	第6款 利子、配当、使用料等に係る収益
第7款 その他の収益等	第7款 その他の収益等
第2節 費用及び損失の計算に関する通則	第2節 費用及び損失の計算に関する通則
第1款 売上原価等	第1款 売上原価等
第2款 販売費及び一般管理費等	第2款 販売費及び一般管理費等
第3款 損失	第3款 損失
第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等	第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等
第1款 有価証券の譲渡損益等	第1款 有価証券の譲渡損益等
第2款 有価証券の取得価額	第2款 有価証券の取得価額
第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等	第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等
第5款 有価証券の時価評価損益	第5款 有価証券の時価評価損益
第6款 デリバティブ取引に係る損益等	第6款 デリバティブ取引に係る損益等
第7款 ヘッジ処理による損益	第7款 ヘッジ処理による損益
第8款 短期売買商品等の譲渡損益等	第8款 短期売買商品等の譲渡損益等
第9款 短期売買商品等の取得価額	第9款 短期売買商品等の取得価額
第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第11款 短期売買商品等の時価評価損益	第11款 短期売買商品等の時価評価損益
第4節 収益及び費用の帰属時期の特例	第4節 収益及び費用の帰属時期の特例
第1款 リース譲渡	第1款 リース譲渡
第2款 工事の請負	第2款 工事の請負
第5節 仕入割戻し	第5節 仕入割戻し
第6節 その他	第6節 その他

改 正 後	改 正 前
第３章 受取配当等 第１節 受取配当等の益金不算入 第２節 削 除 第３節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入 第４章 その他の益金等 第１節 資産の評価益 第１款 通則 第２款 有価証券の評価益 第３款 固定資産の評価益 第４款 その他 第２節 受贈益 第１款 広告宣伝用資産等の受贈益 第２款 未払給与の免除益 第３款 完全支配関係がある法人間の受贈益 第５章 棚卸資産の評価 第１節 棚卸資産の取得価額 第１款 購入した棚卸資産 第２款 製造等に係る棚卸資産 第２節 棚卸資産の評価の方法 第１款 原価法 第２款 低価法 第３款 評価の方法の選定及び変更	第３章 受取配当等 第１節 受取配当等の益金不算入 第２節 削 除 第３節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入 第４章 その他の益金等 第１節 資産の評価益 第１款 通則 第２款 有価証券の評価益 第３款 固定資産の評価益 第４款 その他 第２節 受贈益 第１款 広告宣伝用資産等の受贈益 第２款 未払給与の免除益 第３款 完全支配関係がある法人間の受贈益 第５章 棚卸資産の評価 第１節 棚卸資産の取得価額 第１款 購入した棚卸資産 第２款 製造等に係る棚卸資産 第２節 棚卸資産の評価の方法 第１款 原価法 第２款 低価法 第３款 評価の方法の選定及び変更

改 正 後	改 正 前
第3節 原価差額の調整 第4節 棚卸しの手続 第6章 削 除 第7章 減価償却資産の償却等 第1節 減価償却資産の範囲 第1款 減価償却資産 第2款 少額の減価償却資産等 第2節 減価償却の方法 第3節 固定資産の取得価額等 第1款 固定資産の取得価額 第2款 耐用年数の短縮 第4節 償却限度額等 第1款 通則 第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額 第3款 増加償却 第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産 第5節 償却費の損金経理 第6節 特殊な資産についての償却計算 第1款 鉱業用減価償却資産の償却 第2款 取替資産についての償却 第3款 特別な償却率を適用する資産の償却 第4款 生物の償却	第3節 原価差額の調整 第4節 棚卸しの手続 第6章 削 除 第7章 減価償却資産の償却等 第1節 減価償却資産の範囲 第1款 減価償却資産 第2款 少額の減価償却資産等 第2節 減価償却の方法 第3節 固定資産の取得価額等 第1款 固定資産の取得価額 第2款 耐用年数の短縮 第4節 償却限度額等 第1款 通則 第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額 第3款 増加償却 第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産 第5節 償却費の損金経理 第6節 特殊な資産についての償却計算 第1款 鉱業用減価償却資産の償却 第2款 取替資産についての償却 第3款 特別な償却率を適用する資産の償却 第4款 生物の償却

改 正 後	改 正 前
第6節の2 リース資産の償却等 第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義 第2款 賃借人の処理 第3款 賃貸人の処理 第4款 その他 第7節 除却損失等 第1款 除却損失等の損金算入 第2款 総合償却資産の除却価額等 第3款 個別償却資産の除却価額等 第8節 資本的支出と修繕費 第9節 劣化資産 第8章 繰延資産の償却 第1節 繰延資産の意義及び範囲等 第2節 繰延資産の償却期間 第3節 償却費の計算 第9章 その他の損金 第1節 資産の評価損 第1款 通則 第2款 棚卸資産の評価損 第3款 有価証券の評価損 第4款 固定資産の評価損 第2節 役員給与等	第6節の2 リース資産の償却等 第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義 第2款 賃借人の処理 第3款 賃貸人の処理 第4款 その他 第7節 除却損失等 第1款 除却損失等の損金算入 第2款 総合償却資産の除却価額等 第3款 個別償却資産の除却価額等 第8節 資本的支出と修繕費 第9節 劣化資産 第8章 繰延資産の償却 第1節 繰延資産の意義及び範囲等 第2節 繰延資産の償却期間 第3節 償却費の計算 第9章 その他の損金 第1節 資産の評価損 第1款 通則 第2款 棚卸資産の評価損 第3款 有価証券の評価損 第4款 固定資産の評価損 第2節 役員給与等

改 正 後	改 正 前
第 1 款 役員等の範囲 第 2 款 経済的な利益の供与 第 3 款 定期同額給与 第 4 款 事前確定届出給与 第 5 款 損金の額に算入される業績連動給与 第 6 款 過大な役員給与の額 第 7 款 退職給与 第 8 款 使用人給与 第 9 款 転籍、出向者に対する給与等 第 3 節 保険料等 第 4 節 寄附金 第 1 款 寄附金の範囲等 第 2 款 完全支配関係がある法人間の寄附金 第 3 款 国等に対する寄附金 第 4 款 被災者に対する義援金等 第 5 款 その他 第 5 節 租税公課等 第 1 款 租税 第 2 款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等 第 3 款 第二次納税義務による納付税額 第 4 款 賦課金、納付金等 第 5 款 簿外経費 第 6 款 罰料金 第 6 節 貸倒損失	第 1 款 役員等の範囲 第 2 款 経済的な利益の供与 第 3 款 定期同額給与 第 4 款 事前確定届出給与 第 5 款 損金の額に算入される業績連動給与 第 6 款 過大な役員給与の額 第 7 款 退職給与 第 8 款 使用人給与 第 9 款 転籍、出向者に対する給与等 第 3 節 保険料等 第 4 節 寄附金 第 1 款 寄附金の範囲等 第 2 款 完全支配関係がある法人間の寄附金 第 3 款 国等に対する寄附金 第 4 款 被災者に対する義援金等 第 5 款 その他 第 5 節 租税公課等 第 1 款 租税 第 2 款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等 第 3 款 第二次納税義務による納付税額 第 4 款 賦課金、納付金等 第 5 款 簿外経費 第 6 款 罰料金 第 6 節 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
第 1 款 金銭債権の貸倒れ 第 2 款 返品債権特別勘定 第 6 節の 2 負担金 第 7 節 その他の経費 第 1 款 商品等の販売に要する景品等の費用 第 2 款 海外渡航費 第 3 款 会費及び入会金等の費用 第 4 款 その他 第10章 圧縮記帳 第 1 節 圧縮記帳の通則 第 2 節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳 第 3 節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳 第 4 節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳 第 5 節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳 第 6 節 交換により取得した資産の圧縮記帳 第11章 引当金 第 1 節 通則 第 2 節 貸倒引当金 第 1 款 通則 第 2 款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金 第 3 款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金	第 1 款 金銭債権の貸倒れ 第 2 款 返品債権特別勘定 第 6 節の 2 負担金 第 7 節 その他の経費 第 1 款 商品等の販売に要する景品等の費用 第 2 款 海外渡航費 第 3 款 会費及び入会金等の費用 第 4 款 その他 第10章 圧縮記帳 第 1 節 圧縮記帳の通則 第 2 節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳 第 3 節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳 第 4 節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳 第 5 節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳 第 6 節 交換により取得した資産の圧縮記帳 第11章 引当金 第 1 節 通則 第 2 節 貸倒引当金 第 1 款 通則 第 2 款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金 第 3 款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
第12章 繰越欠損金 第1節 欠損金の繰越し 第2節 災害損失金 第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金 第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算 第1節 通則 第2節 特定資産に係る譲渡等損失額 第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益 第12章の3 削 除 第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益 第1節 通則 第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整 第3節 譲渡損益調整額の戻入れ 第12章の5 リース取引 第1節 リース取引の意義 第2節 金銭の貸借とされるリース取引 第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定 第2款 譲渡人の処理 第3款 譲受人の処理	第12章 繰越欠損金 第1節 欠損金の繰越し 第2節 災害損失金 第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金 第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算 第1節 通則 第2節 特定資産に係る譲渡等損失額 第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益 第12章の3 削 除 第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益 第1節 通則 第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整 第3節 譲渡損益調整額の戻入れ 第12章の5 リース取引 第1節 リース取引の意義 第2節 金銭の貸借とされるリース取引 第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定 第2款 譲渡人の処理 第3款 譲受人の処理

改 正 後	改 正 前
第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等 第1節 通則 第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算 第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算 第1節 損益通算及び欠損金の通算 第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等 第1款 通算承認 第2款 通算制度の取りやめ等 第3節 資産の時価評価損益等 第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益 第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益 第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益 第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入 第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等 第2節 外貨建資産等の換算等 第14章 特殊な損益の計算 第1節 特殊な団体の損益 第1款 組合事業による損益	第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等 第1節 通則 第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算 第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算 第1節 損益通算及び欠損金の通算 第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等 第1款 通算承認 第2款 通算制度の取りやめ等 第3節 資産の時価評価損益等 第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益 第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益 第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益 第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入 第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等 第2節 外貨建資産等の換算等 第14章 特殊な損益の計算 第1節 特殊な団体の損益 第1款 組合事業による損益

改 正 後	改 正 前
第2款 従業員団体の損益 第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金 第1款 事業分量配当等 第2款 特別の賦課金 第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益 第1款 更生会社等の損益等 第2款 債権者等の損益 第4節 受益者等課税信託による損益 第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税 第1節 収益事業の範囲 第1款 共通事項 第2款 物品販売業 第3款 不動産販売業 第4款 金銭貸付業 第5款 物品貸付業 第6款 不動産貸付業 第7款 製造業 第8款 通信業 第9款 運送業 第10款 倉庫業 第11款 請負業 第12款 印刷業 第13款 出版業	第2款 従業員団体の損益 第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金 第1款 事業分量配当等 第2款 特別の賦課金 第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益 第1款 更生会社等の損益等 第2款 債権者等の損益 第4節 受益者等課税信託による損益 第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税 第1節 収益事業の範囲 第1款 共通事項 第2款 物品販売業 第3款 不動産販売業 第4款 金銭貸付業 第5款 物品貸付業 第6款 不動産貸付業 第7款 製造業 第8款 通信業 第9款 運送業 第10款 倉庫業 第11款 請負業 第12款 印刷業 第13款 出版業

改 正 後	改 正 前
第14款 写真業	第14款 写真業
第15款 席貸業	第15款 席貸業
第16款 旅館業	第16款 旅館業
第17款 飲食店業	第17款 飲食店業
第18款 周旋業	第18款 周旋業
第19款 代理業	第19款 代理業
第20款 仲立業	第20款 仲立業
第21款 問屋業	第21款 問屋業
第22款 鉱業及び土石採取業	第22款 鉱業及び土石採取業
第23款 浴場業	第23款 浴場業
第24款 理容業	第24款 理容業
第25款 美容業	第25款 美容業
第26款 興行業	第26款 興行業
第27款 遊技所業	第27款 遊技所業
第28款 遊覧所業	第28款 遊覧所業
第29款 医療保健業	第29款 医療保健業
第30款 技芸教授業	第30款 技芸教授業
第31款 駐車場業	第31款 駐車場業
第32款 信用保証業	第32款 信用保証業
第33款 労働者派遣業	第33款 労働者派遣業
第34款 その他	第34款 その他
第2節 収益事業に係る所得の計算等	第2節 収益事業に係る所得の計算等
第16章 税額の計算	第16章 税額の計算

改 正 後	改 正 前
第1節 特定同族会社の特別税率 第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲 第2款 留保金額の計算 第2節 所得税額の控除 第3節 外国税額の控除 第1款 通則 第2款 外国法人税の控除 第3款 その他 第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除 第4節 所得金額の端数計算 第5節 中小企業者等の軽減税率 第17章 申告、納付及び還付 第1節 申告及び納付 第2節 還付 第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税 第1節 定義 第1款 企業グループ等 第2款 特定多国籍企業グループ等 第3款 恒久的施設等 第4款 所在地国 第5款 除外会社等 第6款 共同支配会社等	第1節 特定同族会社の特別税率 第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲 第2款 留保金額の計算 第2節 所得税額の控除 第3節 外国税額の控除 第1款 通則 第2款 外国法人税の控除 第3款 その他 第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除 第4節 所得金額の端数計算 第5節 中小企業者等の軽減税率 第17章 申告、納付及び還付 第1節 申告及び納付 第2節 還付 第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税 第1節 定義 第1款 企業グループ等 第2款 特定多国籍企業グループ等 第3款 恒久的施設等 第4款 所在地国 第5款 除外会社等 第6款 共同支配会社等

改 正 後	改 正 前
第7款 各種投資会社等 第8款 個別計算所得等の金額 第9款 対象租税 第10款 調整後対象租税額 第2節 国際最低課税額 第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額 第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算 第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額 第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額 第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算 第6款 適用免除基準 第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例 <u>第3節 その他</u> 第19章 退職年金等積立金額の計算 第20章 外国法人の納税義務 第1節 恒久的施設 第1款 外国法人の国内にある支店等 第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等 第3款 外国法人が国内に置く代理人等 第2節 国内源泉所得 第1款 恒久的施設帰属所得 第2款 国内にある資産の所得	第7款 各種投資会社等 第8款 個別計算所得等の金額 第9款 対象租税 第10款 調整後対象租税額 第2節 国際最低課税額 第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額 第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算 第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額 第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額 第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算 第6款 適用免除基準 第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例 第19章 退職年金等積立金額の計算 第20章 外国法人の納税義務 第1節 恒久的施設 第1款 外国法人の国内にある支店等 第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等 第3款 外国法人が国内に置く代理人等 第2節 国内源泉所得 第1款 恒久的施設帰属所得 第2款 国内にある資産の所得

改 正 後	改 正 前
第 3 款 人的役務提供事業の所得 第 4 款 不動産等の貸付けによる所得 第 5 款 その他 第 3 節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得 第 4 節 課税標準 第 5 節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算 第 1 款 通則 第 2 款 益金の額の計算 第 3 款 損金の額の計算 第 4 款 保険会社の投資資産及び投資収益 第 5 款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入 第 6 款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入 第 7 款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益 第 8 款 その他 第 6 節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算 第 7 節 税額の計算 第 1 款 所得税額の控除 第 2 款 外国税額の控除 第 3 款 分配時調整外国税相当額の控除 第 8 節 申告及び還付 第 1 款 申告 第 2 款 還付	第 3 款 人的役務提供事業の所得 第 4 款 不動産等の貸付けによる所得 第 5 款 その他 第 3 節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得 第 4 節 課税標準 第 5 節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算 第 1 款 通則 第 2 款 益金の額の計算 第 3 款 損金の額の計算 第 4 款 保険会社の投資資産及び投資収益 第 5 款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入 第 6 款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入 第 7 款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益 第 8 款 その他 第 6 節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算 第 7 節 税額の計算 第 1 款 所得税額の控除 第 2 款 外国税額の控除 第 3 款 分配時調整外国税相当額の控除 第 8 節 申告及び還付 第 1 款 申告 第 2 款 還付

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
別 表	別 表

二 定義

改 正 後	改 正 前
（財産及び損益の状況が連結して記載される会社等） 18－1－2 企業グループ等の判定に当たり、最終親会社に係る企業集団に属する会社等が令第155条の4第2項第1号《企業グループ等の範囲》の「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当するかどうかは、当該会社等に係る最終親会社の法第82条第1号イ《定義》に掲げる計算書類に係る会計処理の基準（以下18－1－14までにおいて「最終親会社財務会計基準」という。）に従って判定を行うのであるから、例えば、最終親会社財務会計基準において、平成20年12月26日付企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下18－1－29までにおいて「連結会計基準」という。）が適用される場合には、連結会計基準により連結の範囲に含まれる会社等がこれに該当することに留意する。 ㊦ この場合において、次に掲げる会社等は、当該「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当しない。 (1) 連結会計基準第7項(1)の更生会社、破産会社その他これらに準ずるものであって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等 (2) 平成20年3月10日付企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」（以下18－1－16までにおいて「持分法会計基準」という。）第5項の関	（財産及び損益の状況が連結して記載される会社等） 18－1－2 企業グループ等の判定に当たり、最終親会社に係る企業集団に属する会社等が令第155条の4第1項第1号《企業グループ等の範囲》の「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当するかどうかは、当該会社等に係る最終親会社の法第82条第1号イ《定義》に掲げる計算書類に係る会計処理の基準（以下18－1－14までにおいて「最終親会社財務会計基準」という。）に従って判定を行うのであるから、例えば、最終親会社財務会計基準において、平成20年12月26日付企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下18－1－29までにおいて「連結会計基準」という。）が適用される場合には、連結会計基準により連結の範囲に含まれる会社等がこれに該当することに留意する。 ㊦ この場合において、次に掲げる会社等は、当該「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当しない。 (1) 連結会計基準第7項(1)の更生会社、破産会社その他これらに準ずるものであって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等 (2) 平成20年3月10日付企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」（以下18－1－16までにおいて「持分法会計基準」という。）第5項の関

改 正 後	改 正 前
連会社に該当する会社等	連会社に該当する会社等
(4 対象会計年度の意義) 18-1-6 法第82条第4号《定義》の「各対象会計年度の直前の4対象会計年度」は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める対象会計年度をいう。 (1) 各対象会計年度前の対象会計年度の数が3である場合 その3の対象会計年度 (2) 各対象会計年度前の対象会計年度の数が2である場合 その2の対象会計年度 ㊦ <u>多国籍企業グループ等（同条第3号に規定する多国籍企業グループ等をいう。以下この章において同じ。）のうち、各対象会計年度前の対象会計年度</u> <u>の数</u>が1であるもの又は各対象会計年度前の対象会計年度がないものは、令第155条の6第4項第1号《特定多国籍企業グループ等の範囲》に掲げる対象多国籍企業グループ等に該当しないことに留意する。 <u>(総収入金額の円換算)</u> 18-1-7の2 <u>特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この章において同じ。）の判定に当たり、多国籍企業グループ等に係る最終親会社等（同条第10号に規定する最終親会社等をいう。以下この章において同じ。）の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、当該連結等財務諸表に外国通貨で表示される同条第4号の「総収入金額として財務省令で定める金額」を当該判定に係る対象会計年度開始の日（規則第38条の3《本邦通貨表示の金額への換算》に規定する開始の日をいう。）の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された</u>	(4 対象会計年度の意義) 18-1-6 法第82条第4号《定義》の「各対象会計年度の直前の4対象会計年度」は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める対象会計年度をいう。 (1) 各対象会計年度前の対象会計年度の数が3である場合 その3の対象会計年度 (2) 各対象会計年度前の対象会計年度の数が2である場合 その2の対象会計年度 ㊦ <u>同条第3号に規定する多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度前の対象会計年度の数</u>が1であるもの又は各対象会計年度前の対象会計年度がないものは、令第155条の6第4項第1号《特定多国籍企業グループ等の範囲》に掲げる対象多国籍企業グループ等に該当しないことに留意する。 (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>外国為替の売買相場の平均値により、本邦通貨表示の金額に換算した金額を用いて当該判定を行うことに留意する。</u> <u>(註) 本文の取扱いは、法第82条の2第7項各号《国際最低課税額》、令第155条の6第3項第2号及び第3号《特定多国籍企業グループ等の範囲》、令第155条の18第2項第8号《個別計算所得等の金額の計算》、令第155条の35第4項各号《調整後対象租税額の計算》、令第155条の40第1項第2号《構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額》並びに令第155条の44第1項第2号《無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額》並びに規則第38条の10第7項第1号《除外会社等の範囲》及び規則第38条の44第5項第2号《収入金額等に関する適用免除基準》に係る判定を行う場合についても、同様とする。</u> 第3款 恒久的施設等 (持分法が適用されることとなる会社等) 18-1-15 法第82条第15号イ《定義》の「適用されることとなる会社等」には、最終親会社等の連結等財務諸表において持分法が適用されていない場合、特定財務会計基準又は適格財務会計基準において持分法が適用されることとなる会社等がこれに該当することに留意する。 <u>(本店配賦経費がある場合の恒久的施設等の作成されることとなる個別財務諸表)</u> <u>18-1-40の2 令第155条の16第11項第3号《当期純損益金額》の「恒久的施設等に帰せられるべきものとされる所得に係る財産及び損益の状況を記載し</u>	第3款 恒久的施設等 (持分法が適用されることとなる会社等) 18-1-15 法第82条第15号イ《定義》の「適用されることとなる会社等」には、最終親会社等<u>(同条第10号に規定する最終親会社等をいう。以下この章において同じ。)</u>の連結等財務諸表において持分法が適用されていない場合、特定財務会計基準又は適格財務会計基準において持分法が適用されることとなる会社等がこれに該当することに留意する。 (新 設)

改	正	後	改	正	前
<u>た個別財務諸表を作成するとしたならば作成されることとなる個別財務諸表」とは、例えば、構成会社等の同号に掲げる恒久的施設等を通じて行う事業とそれ以外の事業に共通する費用のうち当該恒久的施設等を通じて行う事業に係るもの（いわゆる本店配賦経費）がある場合には、これを含めて作成されることとなるものをいうことに留意する。</u>					
<u>（直接又は間接保有の持分）</u>			(新 設)		
<u>18－1－46の2 規則第38条の16第11項第1号《個別計算所得等の金額の計算》</u> <u>に規定する「特殊の関係」（以下18－1－46の2において「特殊の関係」という。）にあるかどうかを判定する場合の直接又は間接に保有する持分には、株式の払込み又は給付の金額（以下18－1－46の3において「払込金額等」という。）の全部又は一部について払込み又は給付（以下18－1－46の3において「払込み等」という。）が行われていないものが含まれるものとする。</u> <u>④ 名義株は、その実際の権利者が保有するものとして特殊の関係の有無を判定することに留意する。</u>					
<u>（会社等の持分）</u>			(新 設)		
<u>18－1－46の3 規則第38条の16第11項第1号イ《個別計算所得等の金額の計算》の「持分（自己が有する自己の持分を除く。）」には、株式の払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとする。</u>					
<u>（割引率として合理的と認められるもの）</u>			(新 設)		
<u>18－1－46の4 規則第38条の16第11項第3号《個別計算所得等の金額の計算》</u>					

改 正 後	改 正 前
<u>の「当該適用者変更税額控除額に係る国等が発行した債券（……）の利回りのうち、……割引率として合理的と認められるもの」とは、例えば、同号の国等が発行した同号に規定する債券の発行日から償還日までの期間に係る複利利回り（いわゆる複利の応募者利回り）をいう。</u> （所有持分に係る所有期間の判定） 18－1－50 令第155条の18第3項第2号ロ《個別計算所得等の金額の計算》の「引き続き1年以上その所有持分を有していたこと」（以下18－1－51までにおいて「1年以上所有要件」という。）の判定は、構成会社等ごとに行うのであるから、例えば、構成会社等が当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等から所有持分の取得をした場合には、規則第38条の16第26項《個別計算所得等の金額の計算》の規定の適用があるときを除き、当該構成会社等が当該所有持分の取得をした日から<u>同号ロ</u>の利益の配当を受ける日までの期間に基づき1年以上所有要件の判定を行うことに留意する。 ㊥ 本文の取扱いは、恒久的施設等を有する構成会社等と当該恒久的施設等との間の所有持分の取得についても、同様とする。 （独立企業間価格又は独立企業間価格相当額により取引が行われたとみなされた場合等の調整後法人税等調整額の計算） 18－1－67 規則第38条の28第3項第1号《調整後対象租税額の計算》に規定する調整後法人税等調整額（以下18－1－68までにおいて「調整後法人税等調整額」という。）は、当期純損益金額に係る法人税等調整額（令第155条の35	（所有持分に係る所有期間の判定） 18－1－50 令第155条の18第3項第2号ロ《個別計算所得等の金額の計算》の「引き続き1年以上その所有持分を有していたこと」（以下18－1－51までにおいて「1年以上所有要件」という。）の判定は、構成会社等ごとに行うのであるから、例えば、構成会社等が当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等（<u>法第82条第4号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この章において同じ。</u>）に属する他の構成会社等から所有持分の取得をした場合には、規則第38条の16第16項《個別計算所得等の金額の計算》の規定の適用があるときを除き、当該構成会社等が当該所有持分の取得をした日から<u>令第155条の18第3項第2号ロ</u>の利益の配当を受ける日までの期間に基づき1年以上所有要件の判定を行うことに留意する。 ㊥ 本文の取扱いは、恒久的施設等を有する構成会社等と当該恒久的施設等との間の所有持分の取得についても、同様とする。 （独立企業間価格又は独立企業間価格相当額により取引が行われたとみなされた場合等の調整後法人税等調整額の計算） 18－1－67 規則第38条の28第3項第1号《調整後対象租税額の計算》に規定する調整後法人税等調整額（以下18－1－68までにおいて「調整後法人税等調整額」という。）は、当期純損益金額に係る法人税等調整額（令第155条の35

改 正 後	改 正 前
第1項第2号《調整後対象租税額の計算》に規定する法人税等調整額をいう。以下18－1－80までにおいて同じ。）を基礎に計算するのであるから、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるときの貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されることとなる資産及び負債を基礎として調整後法人税等調整額を計算することに留意する。 (1) 令第155条の16第3項又は第4項《当期純損益金額》の規定の適用がある場合 これらの規定の取引が独立企業間価格又は独立企業間価格相当額で行われたとみなして当期純損益金額を計算したとき。 (2) 同条第7項第2号又は第8項の規定の適用がある場合 同号の「他の会社等の当該特定組織再編成の直前の帳簿価額」又は同項の規定により読み替えられた同号の「構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令において当該資産及び負債の取得価額とされる金額」に相当する金額により当期純損益金額を計算したとき。 (3) 同条第10項の規定の適用がある場合 同項に規定する特定会計処理がないものとみなして当期純損益金額を計算したとき。 (4) 令第155条の17第6項《各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例》の規定の適用がある場合 同項の「当該開始の時の時価により評価した価額」とみなして当期純損益金額を計算したとき。 (5) 規則第38条の15第4項又は第5項《移行対象会計年度に係る当期純損益金額等》の規定の適用がある場合 同条第4項の規定の適用により移転の直前の帳簿価額に相当する金額により取得したものとして当期純損益金額を計算したとき又は同条第5項の規定の適用により資産の帳簿価額の変更がなかったものとみなして当期純損益金額を計算したとき。 <u>(6) 令第155条の24第1項《資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金</u>	第1項第2号《調整後対象租税額の計算》に規定する法人税等調整額をいう。以下18－1－80までにおいて同じ。）を基礎に計算するのであるから、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるときの貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されることとなる資産及び負債を基礎として調整後法人税等調整額を計算することに留意する。 (1) 令第155条の16第3項又は第4項《当期純損益金額》の規定の適用がある場合 これらの規定の取引が独立企業間価格又は独立企業間価格相当額で行われたとみなして当期純損益金額を計算したとき。 (2) 同条第7項第2号又は第8項の規定の適用がある場合 同号の「他の会社等の当該特定組織再編成の直前の帳簿価額」又は同項の規定により読み替えられた同号の「構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令において当該資産及び負債の取得価額とされる金額」に相当する金額により当期純損益金額を計算したとき。 (3) 同条第10項の規定の適用がある場合 同項に規定する特定会計処理がないものとみなして当期純損益金額を計算したとき。 (4) 令第155条の17第6項《各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例》の規定の適用がある場合 同項の「当該開始の時の時価により評価した価額」とみなして当期純損益金額を計算したとき。 (5) 規則第38条の15第4項又は第5項《移行対象会計年度に係る当期純損益金額等》の規定の適用がある場合 同条第4項の規定の適用により移転の直前の帳簿価額に相当する金額により取得したものとして当期純損益金額を計算したとき又は同条第5項の規定の適用により資産の帳簿価額の変更がなかったものとみなして当期純損益金額を計算したとき。

改 正 後	改 正 前
<u>額の計算の特例》の規定の適用がある場合 同項の規定の適用を受ける資産又は負債に係る同項第 1 号ニ(1)に規定する当初資産帳簿価額又は同号ニ(2)に規定する当初負債帳簿価額を当該資産又は負債の帳簿価額としたならば算出されることとなる規則第 38 条の 20 第 4 項《資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例》に規定する費用の額又は収益の額により当期純損益金額を計算したとき。</u> (7) 令第 155 条の 29 第 1 項第 3 号《資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例》の規定の適用がある場合 同号の「その時の時価により評価した価額」とみなして当期純損益金額を計算したとき。 (不確実性がある金額が支払われた場合の取扱い) 18－1－71 令第 155 条の 35 第 2 項第 2 号ロ《調整後対象租税額の計算》の支払われた金額は、対象租税の額に限られるのであるから、<u>同項第 3 号ハ</u>に掲げる金額について課された附帯税並びに地方税に係る延滞金及び加算金並びに外国におけるこれらに相当するものの額は含まれないことに留意する。 (不確実な税務処理に係る法人税等の額の例示) 18－1－72 規則第 38 条の 28 第 10 項《調整後対象租税額の計算》の不確実な税務処理に係る法人税等の額には、例えば、構成会社等又は共同支配会社等の法人税又は法人税に相当する税について、申告の要否の判断や収益等の額が課税所得の金額に含まれるかどうかの判断につき、当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局にこれらの判断に基づく申告が適正であると認められることが不確実であるものとして計上された法人税等（令第 155 条の 35 第 2 項第 1 号《調整後対象租税額の計算》に規定する法人	(6) 令第 155 条の 29 第 1 項第 3 号《資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例》の規定の適用がある場合 同号の「その時の時価により評価した価額」とみなして当期純損益金額を計算したとき。 (不確実性がある金額が支払われた場合の取扱い) 18－1－71 令第 155 条の 35 第 2 項第 2 号ロ《調整後対象租税額の計算》の支払われた金額は、対象租税の額に限られるのであるから、<u>同項第 3 号ニ</u>に掲げる金額について課された附帯税並びに地方税に係る延滞金及び加算金並びに外国におけるこれらに相当するものの額は含まれないことに留意する。 (不確実な税務処理に係る法人税等の額の例示) 18－1－72 規則第 38 条の 28 第 9 項《調整後対象租税額の計算》の不確実な税務処理に係る法人税等の額には、例えば、構成会社等又は共同支配会社等の法人税又は法人税に相当する税について、申告の要否の判断や収益等の額が課税所得の金額に含まれるかどうかの判断につき、当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局にこれらの判断に基づく申告が適正であると認められることが不確実であるものとして計上された法人税等（令第 155 条の 35 第 2 項第 1 号《調整後対象租税額の計算》に規定する法人

改 正 後	改 正 前
税等をいう。以下 18－1－73 において同じ。）の額がこれに該当することに留意する。 （3 年以内に支払われることが見込まれない金額に含まれないもの） 18－1－73 令第 155 条の 35 第 2 項第 3 号ニ《調整後対象租税額の計算》の規定の適用に当たり、修正申告又は更正若しくは決定（外国におけるこれらに相当するものを含む。）により生じた法人税等の額は、<u>同号ニ</u>の 3 年以内に支払われることが見込まれない金額に含まれないことに留意する。 （利益の配当に係る被配分当期対象租税額等） 18－1－80 規則第 38 条の 29 第 10 項《被配分当期対象租税額等》の「当該利益の配当に係る部分の金額として合理的な方法により計算した金額」には、例えば、令第 155 条の 35 第 3 項第 6 号《調整後対象租税額の計算》の構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により同号の利益の配当を課税標準として源泉徴収の方法又は外国におけるこれに類する方法により課される対象租税の額（法人税等調整額を除く。以下 18－1－80 において同じ。）が含まれることに留意する。 ㉔ この場合において、親会社等（<u>同号に規定する親会社等をいう。以下 18－1－80 の 2 において同じ。</u>）の所在地国において課される当期純損益金額に係る対象租税の額のうち当該利益の配当に係る部分の金額として合理的な方法により計算した金額を含めることとして差し支えない。 （<u>利益の配当に係る被配分当期対象租税額等に含まれないものの額</u>） 18－1－80 の 2 18－1－80 ㉔の「当該利益の配当に係る部分の金額として合理的	税等をいう。以下 18－1－73 において同じ。）の額がこれに該当することに留意する。 （3 年以内に支払われることが見込まれない金額に含まれないもの） 18－1－73 令第 155 条の 35 第 2 項第 3 号ホ《調整後対象租税額の計算》の規定の適用に当たり、修正申告又は更正若しくは決定（外国におけるこれらに相当するものを含む。）により生じた法人税等の額は、<u>同号ホ</u>の 3 年以内に支払われることが見込まれない金額に含まれないことに留意する。 （利益の配当に係る被配分当期対象租税額等） 18－1－80 規則第 38 条の 29 第 10 項《被配分当期対象租税額等》の「当該利益の配当に係る部分の金額として合理的な方法により計算した金額」には、例えば、令第 155 条の 35 第 3 項第 6 号《調整後対象租税額の計算》の構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により同号の利益の配当を課税標準として源泉徴収の方法又は外国におけるこれに類する方法により課される対象租税の額（法人税等調整額を除く。以下 18－1－80 において同じ。）が含まれることに留意する。 ㉔ この場合において、<u>同号に規定する親会社等の所在地国において課される</u>当期純損益金額に係る対象租税の額のうち当該利益の配当に係る部分の金額として合理的な方法により計算した金額を含めることとして差し支えない。 （新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>な方法により計算した金額」には、例えば、構成会社等又は共同支配会社等に 係る親会社等が法第23条の2第1項《外国子会社から受ける配当等の益金不算 入》の規定の適用を受ける場合の同項に規定する政令で定めるところにより計 算した金額に係る部分の金額は含まれないことに留意する。</u> <u>（導管会社等に対する持分を有することにより受けることができる見込まれる 収益の額）</u> <u>18－1－80 の 3 規則第38条の29第11項第1号《被配分当期対象租税額等》の 「令第155条の35第7項に規定する導管会社等（……）に対する持分を有する ことにより受けることができる見込まれる収益の額（適格給付付き税額控除 額以外の税額控除の額を除く。）」には、当該持分を取得した時に見込まれる 規則第38条の29第13項各号に掲げる金額（同項第1号に掲げる金額のうち、 令第155条の18第2項第12号《個別計算所得等の金額の計算》に規定する適 格給付付き税額控除額以外の税額控除の額を除く。）が含まれることに留意す る。</u>	（新 設）

三 国際最低課税額

改 正 後	改 正 前
（構成会社等の従業員又はこれに類する者の範囲） 18－2－1 規則第38条の31第1項《構成会社等に係る国別グループ純所得の 金額から控除する金額》の<u>構成会社等の従業員又はこれに類する者（以下18－ 2－1の2において「従業員等」という。）</u>には、例えば、令第155条の38第 1項《国別グループ純所得の金額から控除する金額》に規定する構成会社等の	（構成会社等の従業員又はこれに類する者の範囲） 18－2－1 規則第38条の31第1項《構成会社等に係る国別グループ純所得の 金額から控除する金額》の「<u>構成会社等の従業員又はこれに類する者</u>」には、 例えば、令第155条の38第1項《国別グループ純所得の金額から控除する金額》 に規定する構成会社等の通常の業務（当該構成会社等又は当該構成会社等が属

改 正 後	改 正 前
通常の業務（当該構成会社等又は当該構成会社等が属する特定多国籍企業グループ等の他の構成会社等の指揮命令を受けて行うものに限る。）に従事する外部職員（独立請負人）が含まれることに留意する。 <u>（構成会社等の所在地国における勤務割合が50%を超える場合の特定費用の額）</u> <u>18－2－1 の 2 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の各従業員等に係る規則第38条の31第3項第1号《構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額》に掲げる期間が当該従業員等に係る同項第2号に掲げる期間のうちに占める割合（以下18－2－1の2において「勤務割合」という。）が50%を超える場合には、当該勤務割合を考慮せず、当該従業員等に係る同条第1項各号に掲げる費用の額の全額を基礎として令第155条の38第1項第1号《国別グループ純所得の金額から控除する金額》の「特定費用（……）の額（……）」の計算を行うことに留意する。</u> <u>④ 本文の勤務割合が50%を超えるかどうかの判定に当たっては、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の就業規則、当該構成会社等と従業員等との間の労働契約その他これらに類するもの（以下18－2－1の2において「就業規則等」という。）において当該従業員等の勤務その他の人的役務の提供が行われる場所及び期間が定められており、かつ、当該就業規則等の定めに従って当該従業員等に係る勤務その他の人的役務の提供が行われていると認められる場合には、当該就業規則等の定めに基づいて当該判定を行って差し支えない。</u> <u>（特定費用の額又は特定資産の額に係る取扱い）</u> <u>18－2－1 の 3 令第155条の38第1項第1号又は第2号《国別グループ純</u>	する特定多国籍企業グループ等の他の構成会社等の指揮命令を受けて行うものに限る。）に従事する外部職員（独立請負人）が含まれることに留意する。 （新 設） （新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>所得の金額から控除する金額</u>に掲げる金額には、構成会社等（同項に規定する構成会社等をいう。以下18－2－1の3において同じ。）の特定費用（同項第1号に規定する特定費用をいう。）の額又は構成会社等有する特定資産（同項第2号に規定する特定資産をいう。以下18－2－2の2において同じ。）の額の一部を含めないこととして差し支えない。 （有形固定資産及び天然資源の例示） 18－2－2 規則第38条の31第4項第1号《構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額》の「有形固定資産」には、例えば、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第22条各号《有形固定資産の範囲》に掲げる資産が該当し、同項第2号に掲げる天然資源には、例えば、油田、ガス田、山林及び鉱床が該当することに留意する。 <u>（構成会社等の所在地国における所在割合が50%を超える場合の特定資産の額）</u> 18－2－2の2 構成会社等が特定資産を有する場合に、規則第38条の31第8項第1号《構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額》に掲げる期間が同項第2号に掲げる期間のうちに占める割合（以下18－2－2の2において「所在割合」という。）が50%を超えるときは、当該所在割合を考慮せず、当該特定資産の額の全額を基礎として令第155条の38第1項第2号《国別グループ純所得の金額から控除する金額》の「特定資産（……）の額（……）」の計算を行うことに留意する。 第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額	（有形固定資産及び天然資源の例示） 18－2－2 規則第38条の31第3項第1号《構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額》<u>に掲げる有形固定資産</u>には、例えば、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第22条各号《有形固定資産の範囲》に掲げる資産が該当し、同項第2号に掲げる天然資源には、例えば、油田、ガス田、山林及び鉱床が該当することに留意する。 （新 設） （新 設）

改 正 後	改 正 前
(構成会社等における過去対象会計年度に係る対象租税の額が減少した場合の意義) 18-2-5 令第155条の40第1項第1号《構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額》の「当該過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額(……)が当該過去対象会計年度後の対象会計年度において減少した場合」とは、租税に関する法令の規定の適用によって構成会社等の過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額が減少した場合をいい、単に対象租税に該当しない租税の額を当該構成会社等の対象租税の額に含めていたことによって当該対象租税の額が減少する場合は、これに該当しないことに留意する。 (廃 止) 第6款 適用免除基準 <u>(所在地国等財務諸表が作成されていない場合)</u> 18-2-8の2 令第155条の54第1項第2号イ《自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準》に掲げる要件の判定に当たり、同号イの「構成会社等の所在地国等財務諸表が作成されていない場合」には、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の同条第2項第2号に規定する所在地国等財務諸表で、その作成に係る期間が当該特定多国籍企業グループ等の対象会計年度と同一でないものが作成されている場合が含まれることに留意する。 同条第1項第2号ロに掲げる要件の判定に当たっても、同様とする。 (特定構成会社等がある場合の適用免除基準)	(構成会社等における過去対象会計年度に係る対象租税の額が減少した場合の意義) 18-2-5 令第155条の40第1項第1号《構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額》の「当該過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額(……)が当該過去対象会計年度後の対象会計年度において減少した場合」とは、租税に関する法令の規定の適用によって構成会社等の過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額が減少した場合をいい、単に対象租税に該当しない租税の額を当該構成会社等の対象租税の額に含めていたことによって当該対象租税の額が減少する場合は、これに該当しないことに留意する。 第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額 第6款 適用免除基準 (新 設) (特定構成会社等がある場合の適用免除基準)

改 正 後	改 正 前
18-2-9 法第82条の2第7項《国際最低課税額》の規定の適用に当たり、令第155条の55第1項各号《収入金額等に関する適用免除基準》の収入金額並びに同条第2項第1号の個別計算所得金額及び同項第2号の個別計算損失金額については、法第82条の2第3項に規定する特定構成会社等（同項第3号に掲げる各種投資会社等を除く。）と同項に規定する特定構成会社等以外の構成会社等とに区分せずに計算することに留意する。 （無国籍構成会社等に対する適用免除基準の不適用） 18-2-10 無国籍構成会社等については、法第82条の2第7項及び第8項《国際最低課税額》の規定の適用はないことに留意する。 （国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例） 18-2-11 法第82条の2第11項《国際最低課税額》の規定の適用に当たり、同条第2項第1号イ(2)に掲げる金額の記録のない特定多国籍企業グループ等報告事項等（法第150条の3第1項《特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供》に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。以下18-2-11において同じ。）は、法第82条の2第11項の「この項の規定の適用を受けようとする旨を含むもの」に該当することに留意する。 ㊦ 特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第150条の3第3項の規定の適用がある場合に限る。）における特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項についても、同様とする。	18-2-9 法第82条の2第6項《国際最低課税額》の規定の適用に当たり、令第155条の54第1項各号《適用免除基準》の収入金額並びに同条第2項第1号の個別計算所得金額及び同項第2号の個別計算損失金額については、法第82条の2第3項に規定する特定構成会社等（同項第3号に掲げる各種投資会社等を除く。）と同項に規定する特定構成会社等以外の構成会社等とに区分せずに計算することに留意する。 （無国籍構成会社等に対する適用免除基準の不適用） 18-2-10 無国籍構成会社等については、法第82条の2第6項《国際最低課税額》の規定の適用はないことに留意する。 （国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例） 18-2-11 法第82条の2第8項《国際最低課税額》の規定の適用に当たり、同条第2項第1号イ(2)に掲げる金額の記録のない特定多国籍企業グループ等報告事項等（法第150条の3第1項《特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供》に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。以下18-2-11において同じ。）は、法第82条の2第8項の「この項の規定の適用を受けようとする旨を含むもの」に該当することに留意する。 ㊦ 特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第150条の3第3項の規定の適用がある場合に限る。）における特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項についても、同様とする。

四 その他

改 正 後	改 正 前
<u>第3節 その他</u> <u>(課税標準国際最低課税額の円換算)</u> <u>18－3－1 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、法第82条の4第2項《課税標準》の各対象会計年度の課税標準国際最低課税額は、外国通貨表示の金額により計算された同項の各対象会計年度の国際最低課税額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。</u> <u>(1) 当該各対象会計年度における期中平均相場（当該各対象会計年度における対顧客直物電信買相場（以下18－3－1において「電信買相場」という。）の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値（以下18－3－1において「電信売買相場の仲値」という。）の平均値をいう。）により円換算を行う方法</u> <u>(2) 当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u> <u>(3) 当該各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u>	(新 設) (新 設)